

令和6年（行コ）第2号 旅券発給処分無効確認等請求控訴事件

控訴人 近藤ユリ

被控訴人 国

準備書面（1）

－ 答弁書に対する反論 －

2024年（令和6年）7月9日

福岡高等裁判所第3民事部 ホ係 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

弁 護 士 山 西 信 裕

第 1	はじめに	5
第 2	「第 3 憲法 22 条 2 項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているという控訴人の主張には理由がないこと」について	5
1	「控訴人は複数国籍を保持する利益を主張する」との被控訴人の反論について	5
2	複数国籍は国籍の本質に反する、との被控訴人の反論について	6
3	その他の被控訴人の反論はすでに批判をしていること	7
4	答弁書が引用する判例について	8
(1)	平成 27 年最判（答弁書 7 頁(2)）について	8
(2)	東京高裁令和 4 年 11 月判決（答弁書 8 頁 10 行目以下）及び東京訴訟控訴審判決（答弁書 8 頁最終行以下）について	8
5	結論	8
第 3	「第 4 国籍法 11 条 1 項が憲法 10 条による立法裁量を逸脱しているとの控訴人の主張には理由がないこと」（1 立法裁量）について	9
1	広範な立法裁量が存在する、との反論について	9
2	個人の不利益は限定的である、との反論について	9
3	国籍法 11 条 1 項の場面では国籍を喪失する者の自己決定が存在する、との反論について	10
4	控訴人の主張は「日本国籍を離脱しない自由」の保障を前提とする、との反論について	11
5	東京訴訟控訴審判決の引用（答弁書 11 頁イ）について	11
第 4	「第 4 国籍法 11 条 1 項が憲法 10 条による立法裁量を逸脱しているとの控訴人の主張には理由がないこと」（2 立法目的の合理性）について	12

1	国籍唯一の原則は国籍概念の本質的な考え方である、との被控訴人の反論について.....	12
2	「国籍変更の自由の保障」という立法目的の射程及び「複数国籍の発生防止」の立法目的との関係について	13
3	複数国籍による弊害に関する被控訴人の反論について	14
4	平成27年最高裁判決の引用(答弁書13頁)について	16
5	東京高裁令和4年11月判決の引用(答弁書13頁(ウ)、及び14頁イ(イ)第4段落)について ..	17
6	現行国籍法が複数国籍の発生を広く認めているとの控訴人の主張に対する被控訴人の反論とこれに対する批判	17
7	国籍選択制度と国籍法11条1項を比較することは無意味であるとの被控訴人の反論とこれに対する批判	18
8	求釈明に対する回答について	18
(1)	「法的保護に値しない利益の享受」以外の弊害に関する求釈明に対する回答について	18
(2)	「法的保護に値しない利益の享受」の弊害に関する求釈明に対する回答について	19
第5	「第4 国籍法11条1項が憲法10条による立法裁量を逸脱しているとの控訴人の主張には理由がないこと」(3 立法目的達成手段の合理性)について...	20
1	国籍法11条1項の手段は、国籍変更の自由を認めるとともに複数国籍の発生を防止するという同条の立法目的達成の手段として合理的である、との被控訴人の反論について	20
2	「国籍変更の自由の保障」という立法目的に対して国籍法11条1項の効果は過剰である、との控訴人の主張に対する被控訴人の反論について	21
3	国籍選択の機会を与えない国籍法11条1項は「複数国籍の防止」という立法目的に対してその達成手段が過剰である、との控訴人の主張に対する被控訴人の反論について	22
第6	「第5 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張に	

は理由がないこと」（１ 差別的取り扱い）について	24
1 「そもそも制度目的や趣旨が異なる」との反論について	24
2 国籍選択の結果複数国籍の状態が継続しうる、との控訴人の主張に対する被控訴人の反論について	25
第７ 「第５ 国籍法１１条１項が憲法１４条１項に違反するとの控訴人の主張には理由がないこと」（２ 事前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会）について	26
1 国籍法１１条１項の対象者には法律上国籍選択の機会があった、との反論について	26
2 被控訴人が引用する判例の誤りについて	27
第８ 「第６ 国籍法１１条１項が憲法９８条２項及び憲法３１条に違反するという控訴人の主張に理由がないこと」について	27
1 被控訴人の反論	27
2 控訴人の再反論	28
(１) 専断的（恣意的）な国籍剥奪の禁止は確立した国際法規である	28
(２) 第５ガイドラインが本件に適用されること	30
第９ 「第７ 国家賠償請求に理由がないこと」（周知義務違反）について	33
1 被控訴人の反論	33
2 控訴人の再反論	33
(１) 法的義務の根拠規定	33
(２) 周知義務違反と損害の因果関係	34
(３) 結論	35
第１０ 控訴人の主張として高佐教授意見書の全記述を援用する	35

第1 はじめに

被控訴人は、答弁書において控訴理由書に対し縷々反論する。

しかしながら、その反論の大半については、すでに控訴理由書において批判ずみのものであり、控訴理由書の主張を覆しうる指摘はない。

また、被控訴人の答弁書における反論は、非常に観念的、抽象的、概括的であり、また条文の解釈適用が問題であるにも拘わらず条文解釈に依拠しない意見も多々見られる。しかしながら、国籍法の解釈を離れて我が国の国籍制度は存在しないのであり、憲法に適合的な国籍法の解釈によって見いだされる制度こそが、我が国の国籍制度である。

このような観点から、控訴人は、本書面第2から第7において、答弁書に対し、控訴理由書も引用しつつ、必要な範囲で批判を行う。本書面第8においては、答弁書の第6に対して高佐教授の意見書（甲121）の記述を用いて反論を行い、本書面第9においては、答弁書第7に対して法規と事実とを示すことによって反論を行う。最後に本書面第10において、高佐教授の意見書の全記述を控訴人の主張として援用し、被控訴人の反論に対するその余の再反論とする。

第2 「第3 憲法22条2項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているという控訴人の主張には理由がないこと」について

1 「控訴人は複数国籍を保持する利益を主張する」との被控訴人の反論について

- (1) 被控訴人は、「控訴人が主張する権利の内実は、重国籍を保持する利益にほかなら」ない、と反論する（答弁書6頁2(1)1行目以下）。
- (2) しかしながら、控訴人は本件訴訟において「国籍選択の機会を保障せよ」と主張しているものであり、複数国籍の解消を目的とする国籍選択制度の存在と控訴人への適用を前提としている。複数国籍の発生は国籍選択の前段階に過ぎず、その

法的状態は国籍法が発生を認めるその他の複数国籍と全く同一である。したがって、被控訴人の上記反論は全く的外れであり、本件訴訟の論点を「国籍選択の機会の保障の要否」から「複数国籍は是か非か」に誤導するものであって、失当である。

憲法22条2項それ自体が複数国籍の存在を前提としていること、その上で国籍選択制度が設けられたこと、国籍選択における本人の意思の尊重も憲法22条2項の精神に依拠するものであると考えられること、等から、「本人の意思を無視して日本国籍を喪失させず、いったん複数国籍の発生を認めた上で、その事後的解消にあたって本人の意思を尊重せよ。」と主張することが、憲法22条2項及び国籍法の制度設計に照らし何ら不合理な点のないことは明白である。

2 複数国籍は国籍の本質に反する、との被控訴人の反論について

- (1) 被控訴人は、控訴人は複数国籍を保持する利益を主張する、との前提に立った上で、「その主張が、国籍の本質に反し、国籍の得喪に係る立法裁量が無視するものである」（答弁書6頁2(1)2行目以下）、「二つの国籍国のいずれにおいても主権者たる地位を与えられる等の利益を受ける関係は、国籍概念が前提としている国民と国家との結合関係とは余りにもかけ離れたものである。」（答弁書6頁最終行以下）、「控訴人の主張は、（中略）国籍の本質に反するものというべきである。」（答弁書7頁4行目以下）、等と反論する。
- (2) しかしながら、「複数国籍は国籍の本質に反する」との議論は、論理的に誤りであるのみならず、もはや過去の議論となっている。

すなわち、控訴理由書13頁以下で述べた通り、複数国籍の発生は国籍制度において不可避であり、複数国籍の防止、すなわち「国籍唯一の原則」は複数国籍による弊害防止のための立法政策である。それ故、いかなる国家も自国民が他国の国籍を取得することを禁止し得ないのに対し、他国の国籍を有し、あるいは取得する自国民に国籍の保持を認めるか否か（複数国籍の許否）は各国の法制度ないし立法裁量に委ねられ、その結果複数国籍の許否に関し各国間で制度の相違が発生しているのである。

このことを前提として、我が国でも1984年の国籍法改正において、複数国籍の発生が広く認められ、他方で国籍選択制度によって事後的に複数国籍を解消

するという方策が採用されるに至った。そして複数国籍防止解消の要請の度合いについて、被控訴人国側は国会審議の中で「何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、御本人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめた。」と答弁している（甲7・昭和59年4月13日衆議院法務委員会議録14頁3段乃至4段）。このように、被控訴人が主張する議論は我が国の国籍法制においてもすでに過去のものとなっている。

- (3) また、別の例を挙げるならば、ヨーロッパ諸国の中で複数国籍に対して制限的な立場をとっているとされてきたドイツは、今年3月に、複数国籍を広く認めることを内容とする改正国籍法を公布した（甲143）。具体的には、ドイツに居住・就労する外国国籍者（ガストアルバイター）のドイツへの帰化の要件を緩和するとともに、原国籍離脱要件を廃止し、原国籍を保持したままドイツ国籍を取得することを認めた（甲144の2、甲145）。またこれと対をなして、ドイツ国民が外国国籍を志望取得するとドイツ国籍を喪失するとした規定を廃止した（甲146の2、甲133・74頁）。

法改正の理由について内務省担当者は、ガストアルバイターが本国へのアイデンティティーを保持したままドイツに帰属することを認めるため、としており（甲144の2）、その実質的な目的として、ドイツ経済を支える外国人労働者の定着を促進しドイツ社会の安定を図るため、とされている（甲145・2頁）。

この法改正を見ても、もはや複数国籍が「国籍の本質に反するか否か」とか「国籍概念が前提とする国家と国民の結合関係と乖離するものか否か」などといった抽象的・観念的議論がされる時代ではなくなっていることは明らかである。複数国籍の制限を堅持してきたとされるドイツでさえ、複数国籍の許否はその必要性と許容性という、より現実的・具体的な観点から議論し、法改正に至ったのであり、本件の被控訴人のような抽象的・観念的で非現実的な議論は、今日では到底受け入れられないものである。

3 その他の被控訴人の反論はすでに批判をしていること

被控訴人はまた、控訴人の主張に対し、憲法22条2項の文言や、憲法10条が国会に国籍立法に関する裁量権を認めていること等を挙げて、控訴人の主張に

反論する（答弁書 7 頁イ）。

しかしながら、これらの被控訴人の反論に対しては、すでに控訴理由書 6 9 頁以下で詳しく主張したとおりであり、被控訴人はこれら控訴人の主張に対して何ら新たな反論を提示するものではない。

4 答弁書が引用する判例について

（１）平成 2 7 年最判（答弁書 7 頁(2)）について

平成 2 7 年最判は、国籍法 1 2 条について、いったん取得した日本国籍を喪失させる制度ではなく、生来的な日本国籍の取得を制限する規定であると解しており、その前提に立つならばそもそも「国籍保持権」の肯否は同事件の結論を左右する問題ではない。その意味で被控訴人が指摘する調査官解説の論述も、いわば判決の傍論に関する解説にとどまるものである。

また、平成 2 7 年最判の時点では、確かに憲法 2 2 条 2 項による「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する利益」の保障の有無について検討が深まっていなかったともいえる。しかしながら現在では、上記調査官解説及びこれに依拠したと解される本件原判決や被控訴人の反論は、いずれも理由がない旨を控訴理由書で詳細に論じており、平成 2 7 年最判解説はもはや被控訴人の反論を根拠づけるものとはならない。

（２）東京高裁令和 4 年 1 1 月判決（答弁書 8 頁 1 0 行目以下）及び東京訴訟控訴審判決（答弁書 8 頁最終行以下）について

被控訴人が引用するこれらの判示も、上記平成 2 7 年最判解説に依拠するものであり、被控訴人の反論を根拠づけるものとなり得ないことは上述の通りである。

5 結論

以上より、憲法 2 2 条 2 項による「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する利益」の保障を否定する被控訴人の反論には、いずれも理由がない。

第3 「第4 国籍法11条1項が憲法10条による立法裁量を逸脱しているとの
控訴人の主張には理由がないこと」（1 立法裁量）について

1 広範な立法裁量が存在する、との反論について

被控訴人は、「国会には、国籍の得喪の要件を定める広範な立法裁量が存在する。」（答弁書10頁(2)ア7行目）と主張する。

しかしながら、憲法10条による国会の立法裁量が通常の法令の立法と比較して特別に広範であるとされる理由はないことは、控訴理由書85頁3項以下で論じたとおりであり、被控訴人の反論は上記主張に対して何ら新たな反論を提示するものではない。

また、判例においても、国籍立法に関する立法裁量が特別に広範であることを認めたものは見られない。

2 個人の不利益は限定的である、との反論について

(1) 被控訴人は、「国籍の得喪に起因する利益は、表現の自由などのような前国家的な権利利益ではなく、上記の広範な立法裁量を下敷きにして定められた国籍制度を前提とした利益にとどまるものであるから、その性質上、かかる利益に何らかの制約が課せられるとしても、それによる個人の不利益の程度は限定的というほかない。」と主張する（答弁書10頁(2)ア第2段落1行目以下）。

この反論は、控訴人が、国籍立法における立法裁量が制約される事情の一つとして「国籍の重要性」を指摘したこと（控訴理由書83頁第10、2、なおこの点は、複数国籍の是非を論じるにあたっての重要な要素である、控訴理由書33頁2）に対する反論と解され、その趣旨は、「国籍の取得は国家による恩恵的なものであり、その得喪について受益者である個人が不服を申し立てられる筋合いのものではない。」とするものである。

(2) しかし、この被控訴人の主張は、「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の尊重、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。」と判示した平成20年最大判を、真っ向から否定するものに他ならない。しかも、平成20年最大判では新たに日本国籍を付与する制度である国籍法3条1項に関する差別的取扱いが争

点となったのに対し、本件では、すでに生来的に取得し、しかも日本との密接な関係が失われたと解されたわけでもない控訴人の日本国籍を、控訴人の意思に反して喪失させるものであり、平成20年最大判の事実関係に照らしても本人の不利益の度合いは大きいのである。

また、日本国籍の重要性及び国籍の喪失に当たって本人の意思をできるだけ尊重すべきことは、原判決も4頁乃至5頁で述べるとおりである。

さらに、前述したドイツ国籍法の改正も、外国国籍者が本国の国籍を失うことの不利益に配慮して、帰化条件としての原国籍離脱要件を廃止し、複数国籍を認めることとしたものである。

以上より、「国籍を喪失することによる不利益は限定的なものである」との被控訴人の主張は、戦前の君主主権国家における国民観にも類するものであり、今日では法律上も実態としてもきわめて非常識なものである。

3 国籍法11条1項の場面では国籍を喪失する者の自己決定が存在する、との反論について

被控訴人は、「国籍法11条1項…が適用される場合には、その前提として、「自己の志望」すなわち日本国籍を喪失する者の自己決定が存在するものである。」と反論する（答弁書10頁(2)ア第2段落5行目以下）。

しかしながら、控訴理由書50頁3項でも論じたとおり、外国国籍を志望取得する際に本人が志望したのは、「外国国籍を取得すること」であり、自己決定の対象も同じである。他方、外国国籍の志望取得による日本国籍の喪失は、国籍概念の本質的効果として、あるいは論理的に不可避の結果として発生するものではなく、国籍法11条1項の存在によってはじめて発生するものであるから、国籍法11条1項そのもの、あるいは少なくともこの制度を知らなければ、「外国国籍を志望取得したら同時に日本国籍を喪失する」ことを予め認識することはできない。

したがって、外国国籍を志望取得した者がすべて「日本国籍を喪失する」ことを自ら志望した、と見ることは不可能であり、自己決定により日本国籍を喪失したと評価することは不可能である。

しかも被控訴人自身、答弁書27頁乃至28頁で、国籍法11条1項により「日

本国籍を喪失する者については、（現実に日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識を有していたか否かにかかわらず、）法律上、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられている。」と述べており、日本国籍を喪失することについての自己決定がなくても日本国籍を喪失することを肯定しているのであり、その主張内容は矛盾する。

「国籍を喪失する者の自己決定が存在する」との被控訴人の上記反論は、日本国籍を喪失する者が「何を」自己決定したのかを明示せずに、あたかも「日本国籍の喪失」を自己決定したかのように誤魔化すものである。

4 控訴人の主張は「日本国籍を離脱しない自由」の保障を前提とする、との反論について

被控訴人は、「なお、控訴人の主張は、重国籍を保持する利益を保有することを内実とする「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法上保障されるという見解に基づく主張であり、」と反論する（答弁書11頁6行目以下）。

しかしながら、被控訴人が指摘する控訴理由書第10の2及び3、83頁乃至89頁（答弁書10頁9行目）における控訴人の主張は、「仮に「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法22条2項により保障されないとしても、国籍法11条1項は憲法10条により立法府に与えられた裁量権を逸脱している」というものである（控訴理由書83頁・第10、1）。「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」が憲法22条2項により保障されるならば、そもそも立法裁量によって日本国籍を喪失させることは原則として許されないことになる。

被控訴人の反論は控訴人の主張を正解しておらず、また論理的にも誤りである。

5 東京訴訟控訴審判決の引用（答弁書11頁イ）について

被控訴人が引用する東京訴訟控訴審判決の要旨は、仮に日本国籍を意思に反して奪われないという利益または法的地位が憲法の諸規定の精神に照らし尊重されるべきであることから立法裁量に一定の制約が及びうるとしても、立法目的及びその達成手段が合理的であれば立法裁量の逸脱はない、とするものである。この

判示は、結局国籍を意思に反して奪われないという利益に対して立法上特別の配慮をする必要はない、とするものであり、国籍の重要性を否定するものである。また、立法目的達成手段の合理性についても、同判決の判示では目的達成にとって有用であることのみで「合理性あり」との判断を示しており、この点でも国籍の重要性を否定するものである。この判示が平成20年最大判の趣旨に反し、また国籍選択にあたり本人の意思を尊重する国籍法の立法理念をも無視するものであることは明らかである。

第4 「第4 国籍法11条1項が憲法10条による立法裁量を逸脱しているとの控訴人の主張には理由がないこと」（2 立法目的の合理性）について

1 国籍唯一の原則は国籍概念の本質的な考え方である、との被控訴人の反論について

被控訴人は、控訴人の主張と同様、国籍法11条1項の立法目的を①国籍変更の自由の保障と②複数国籍の発生防止の2点であるとした上で、「人はいずれかの国籍を有し、かつ、一個のみの国籍を有すべきであるという国籍唯一の原則は、国籍の存在意義から当然導かれる原理ないし国籍立法のあるべき姿として、古くから今日に至るまで国際的に承認されてきた国籍概念の本質的な考え方である」、「重国籍であることが常態化することは、国家と国家との間、国家と個人との間又は個人と個人との間の権利義務に重大な矛盾衝突を生じさせるおそれがあるのであって、できる限り重国籍を防止するという理念は、合理的なものである。」と反論する（答弁書12頁(2)ア(i)4行目以下）。

しかしながら、被控訴人の反論が過去の議論であり、我が国においても1984年国籍法改正においてすでに克服されたものであることは、前述したとおりである。また、これも前述したドイツの法改正の経緯や内容を見ても、複数国籍の要否はより現実的・具体的な必要性和許容性に基づいて議論されるべき事柄であり、被控訴人の反論のような抽象的・観念的な議論がもはや通用しないことは明らかである。さらに、少なくとも今日言われている複数国籍による弊害については、その存在が実証されておらず、また論理的にも根拠がないことは、控訴理由

書 22 頁以下で詳しく論じたとおりである。

2 「国籍変更の自由の保障」という立法目的の射程及び「複数国籍の発生防止」の立法目的との関係について

- (1) 被控訴人は、「外国法が重国籍防止の規定を設けるかどうかは当該外国の立法政策に委ねられている以上、自己の志望により外国国籍を取得する者について日本国籍を喪失させて重国籍防止を図ることには合理性があり」と反論する（答弁書 14 頁イ(ア)2 行目以下）。

この反論は、外国法の側で複数国籍防止の対策を取ってくれるとは限らないから、我が国の法律で複数国籍防止の対策を取る必要がある、という趣旨と解され、そのこと自体には誤りはない。しかし、ここでの問題は国籍変更の自由を保障するために外国国籍を志望取得した場合の全てにおいて日本国籍を喪失させる必要があるか、ということであり、複数国籍の防止の問題ではない。被控訴人の上記反論は、そもそもの外れである。

なお、被控訴人も「重国籍防止の規定を設けるかどうかは各国の立法政策次第」とであると認識しているのであり、「国籍唯一の原則が国籍概念の本質的な考え方である」とか「複数国籍は重大な弊害をもたらすおそれがあるからこれを防止すべきことは当然である」と言った考え方がもはや各国共通のものではないことを被控訴人も理解しているものといえる。

- (2) 被控訴人は、「国籍法 11 条 1 項の立法目的は、外国国籍への変更を認めるとともに、それに伴う重国籍発生を防止するという相互が密接に関連したものであるといえるのであり、同項が原告が主張する場面でのみ正当化されると理解されるものではない。」と反論する（答弁書 14 頁イ(ア)5 行目以下）。

しかしながら、まず「外国国籍への変更を認めるとともに」との点についてみると、そもそも外国国籍を取得することを我が国の法律で規制することは不可能であるから、「国籍法 11 条 1 項が国籍変更の自由を保障する」という考え方自体、本来であれば成り立ち得ないものであり、例外的に外国法が複数国籍の発生防止のために、自国の国籍取得と同時に原国籍を離脱することを条件としている場合に限って、国籍法 11 条 1 項によって当該外国国籍を取得することが可能になるから、国籍法 11 条 1 項が国籍変更の自由を保障する、という機能を果たす

ことになる。この場合には、国籍法 11 条 1 項の「国籍変更の自由の保障」は外国法の「複数国籍の発生防止」という目的と密接な関係を有する一方、我が国の「複数国籍の防止」とは無関係である（例えば我が国の国籍法が複数国籍の発生と存続を広く容認する立法政策を採っていたとしても、上記のような国籍法 11 条 1 項の必要性に変わりはない）。この点は控訴理由書 66 頁 3 項で詳論したとおりである。

このように、外国国籍への変更を認める「とともに」それに伴う複数国籍発生を防止する、という関係は存在しないのであり、両者に密接な関係がある、との被控訴人の反論が事実と反し論理的にも誤りであることは明らかである。被控訴人が提出した証拠にも、両者が密接な関係を有すると論じたものはない。

そしてこの 2 つの立法目的がそれぞれ別個のものである以上、両者の有用性は個々に検討すべきものであるところ、相手国が原国籍離脱を国籍取得の要件としていない場合には相手国の国籍を取得させるために日本国籍を喪失させる必要はないのであり、国籍法 11 条 1 項の「国籍変更の自由を保障」という立法目的がその機能を発揮するのは、相手国が国籍取得に際し原国籍離脱要件を課している場合に限られるのである。このことは、甲 13・国籍法第 3 版（江川・山田・早田、法律学全集 59－Ⅱ）131 頁で「外国国籍の取得を希望する日本国民について日本国籍の保有が外国への帰化の妨げとならないようにして、国籍離脱の自由を保障したものでもある」と述べ、さらに同書でも引用されている甲 30・国籍法逐条解説（田代、日本加除出版）511 頁において、相手国が国籍取得に際し原国籍離脱要件を課している場合に日本国籍を離脱し外国国籍を取得する途を保障するために国籍法 11 条 1 項が機能する、と明快に論じている。

3 複数国籍による弊害に関する被控訴人の反論について

- (1) 被控訴人は、「重国籍の弊害は、重国籍という事実状態に内在する問題であり、重国籍の発生がこれらの弊害の要因と考えられる以上、その防止を図ることを立法目的とすることが合理的であることは当然であって、重国籍の弊害の具体的な事象の存在が現に認められない限りは立法目的の合理性が否定されるかのような控訴人の主張は失当である。」と反論する（答弁書 14 頁イ(イ)3 行目以下）。

しかしながら、控訴人は控訴理由書 1 2 頁 4 項で述べるとおり、「国籍唯一の原則」ないし複数国籍の解消という国籍法の立法理念自体を否定するものではない。また、今はまだ見いだされていない弊害が、将来顕在化する可能性も絶無ではないから（控訴理由書 2 2 頁第 3、1、(3)）、複数国籍による弊害の具体的な事象が現に認められないから当該立法目的に合理性がない、と主張するものではない。被控訴人の反論はその前提において誤りである。

他方、「複数国籍の防止」の目的が複数国籍による弊害の防止にある以上、本当に複数国籍による弊害があるのか、それはどの程度重大なものなのか、が問われるべきことは当然であり、複数国籍による弊害の発生がそれほど現実的なものではないとか、弊害が発生してもさほど重大な影響はない、という場合には、（立法目的自体は否定されないとしても）その立法目的達成のために制限される権利利益との均衡が当然に問題となり、立法目的達成手段の合理性如何の判断に影響を与えることとなる。

- (2) 被控訴人は、上記の通り「重国籍の弊害は、重国籍という事実状態に内在する問題であり、重国籍の発生がこれらの弊害の要因と考えられる」と述べる。

しかしながら、例えば弊害の一つとされる「外交保護権の衝突」についてみるならば、控訴理由書 2 2 頁 2 で詳論したとおり、複数国籍者について日本政府が他方国籍国との間で外交保護権の衝突を避けたいと考えるならば、外交保護権の衝突が生じうる場面においても単に外交保護権を行使しなければよいだけのことであり、外交保護権を行使しなければ外交保護権の衝突も生じえず、その「弊害」自体が存在しなくなる、すなわち複数国籍という事実状態に内在するものではなくするのである。

- (3) 被控訴人は、「我が国を取り巻く現在の国際情勢の下では、我が国が重国籍の弊害に対処する条約等の整備を進めることは困難といわざるを得ず」とも反論する（答弁書 1 4 頁イ(イ)第 3 段落）。

しかしながら、複数国籍による弊害とされるもののうち、「外交保護権の衝突」（外交保護権を行使しなければよい）、「納税義務の衝突」（日本国籍を原因とする納税義務はない）、「兵役の衝突」（我が国では兵役はない）はそもそも条約を締結する必要はなく、「適正な出入国管理の阻害」は仮にそのような弊害があっても他国との条約により解決する問題ではなく、「重婚のおそれ」は確かに外

国国籍者の婚姻を当該本国に自動的に報告する条約が存在すれば重婚は発生しなくなるがそれは複数国籍の問題ではない等、被控訴人の上記反論は全く的外れである。

- (4) 被控訴人は、複数国籍による弊害について縷々主張するにもかかわらず、控訴人が控訴理由書 22 頁以下で弊害の有無や内容について具体的に検討し、弊害が存在しない、複数国籍とは無関係、日本国籍を喪失せずに回避することができる、日本国籍を喪失させてまで回避すべき重大性がない、等々と論じたのに対し、一つの具体的反論もせず、単に「複数国籍による弊害は複数国籍によって発生するのだから複数国籍を防止すれば複数国籍による弊害も回避できる」と唱えるのみである。このように、被控訴人自身、少なくとも今日言われている複数国籍の弊害には具体的かつ重大な問題はなく、その回避のために日本国籍を喪失させることは均衡を失し合理性を欠くおそれがあることを認識しているものと解される。

4 平成 27 年最高裁判決の引用(答弁書 13 頁)について

- (1) 平成 27 年最判は、同事件で問題となった国籍法 12 条の立法目的を、①実体を伴わない形骸化した日本国籍の発生をできる限り防止する、②複数国籍の発生を防止する、の 2 点であるとした。しかるに両者の関係を見ると、日本国籍が形骸化しているならばこれを喪失させる（取得させない）こととしても本人に不利益はないこと、他方で国籍留保届をすれば「実体を伴った日本国籍」と評価され複数国籍の状態が許容されることを考えれば、立法目的の中心は①にあると見ることができる。本人が外国国籍を有していることは、むしろ無国籍の発生を防ぐための許容要件とみることもできる。このように国籍法 12 条において複数国籍の発生防止は副次的な立法目的であり、平成 27 年最判及びその判例解説は、このような位置付けを前提としたものと解される。
- (2) これに対して国籍法 11 条 1 項は、まさに複数国籍の発生防止が中心的な立法目的であり、かつそれを理由に現に実効性を有する日本国籍を本人の意思に反して喪失させるものであり、それだけの十分な根拠が必要である。しかしながら、平成 27 年最判もその判例解説も、複数国籍による弊害について十分な検討がなされているとは到底いいがたい（その理由は上述の通り複数国籍の発生防止が国籍法 12 条の主要な立法目的ではないからである）。従って、平成 27 年最判や

その判例解説が、国籍法 11 条 1 項の「複数国籍の発生防止」という立法目的の合理性を根拠づけるものとはなりがたい。

5 東京高裁令和 4 年 11 月判決の引用（答弁書 13 頁(ウ)、及び 14 頁イ(イ)第 4 段落）について

同判決が国籍法 11 条 1 項の 2 つの立法目的の関係や「国籍変更の自由の保障」という立法目的の射程範囲、複数国籍の弊害の具体的検討などについて理解を欠いたものであることは、控訴理由書 91 頁乃至 97 頁及び本書面において縷々主張したところから明らかである。

6 現行国籍法が複数国籍の発生を広く認めているとの控訴人の主張に対する被控訴人の反論とこれに対する批判

(1) 被控訴人は、「現行国籍法は 1984 年改正により複数国籍の発生を広く認めた上で国籍選択制度により本人の意思に基づき事後的に複数国籍を解消するという制度設計を採用した」との控訴人の主張に対し、「我が国の姿勢として、重国籍を広く容認しているとは到底いえず、重国籍の発生をできる限り防止し、かつ、発生した重国籍はできる限り解消すべきであることは国籍法の重要な理念である。」と反論する（答弁書 15 頁最終行以下）。

(2) しかしながら、控訴人は控訴理由書 38 頁以下において、国籍法が規定する国籍の得喪に関する制度を条文毎に検討した上で整理・分類し、「1984 年改正法は複数国籍の防止解消という立法理念を実現する方法として、複数国籍の発生を広く認めた上で国籍選択制度によって事後的に解消するという制度設計を設けた」と結論づけたものであり、法律解釈として十分な合理性を有する内容である。また、この内容は 1984 年法改正の経緯からも裏付けられる。

これに対して、被控訴人は国籍法の条文を一つも解釈検討することなく、何の根拠も示さずに、「我が国の姿勢として」「到底言えず」「国籍法の重要な理念である」等とただ決めつけるのみであり、国籍法の解釈を離れた独自の見解といわざるを得ない。

被控訴人は上記の通り「我が国の姿勢として」と述べるが、国籍制度に関する「我が国の姿勢」とはまさに国籍法の規定そのものであり、国籍法の規定の解釈

なしに、法制度である国籍制度に関する「我が国の姿勢」など存在し得ない。このことから、被控訴人の主張が法律上の根拠を有しないことは明らかである。

7 国籍選択制度と国籍法 11 条 1 項を比較することは無意味であるとの被控訴人の反論とこれに対する批判

(1) 被控訴人は、「控訴人は、国籍選択制度（国籍法 14 条）による重国籍の解消と同法 11 条 1 項による重国籍の防止との整合性の観点から、同項が異質である旨主張するようであるが、後記 3 (2) イ (i) 及び後記第 5 の 1 (2) で述べるとおり、外国国籍を志望取得した場面と、それ以外の原因による外国国籍の取得の場面とは、重国籍が発生する場面や原因なども異なることから、重国籍防止を図る方法に差異が生じるのは当然であって、制度目的や趣旨の異なる制度を比較することに意味は乏しく、同項が異質である旨の控訴人の主張は失当である。」と反論する（答弁書 16 頁 4 行目以下）。

(2) しかしながら、被控訴人の論法によれば、生来的複数国籍、外国国籍の当然取得による複数国籍、及び日本国籍の志望取得による複数国籍のそれぞれで、複数国籍の防止解消の方法に差異が生じて当然である。しかるに、国籍法は上記いずれの原因による複数国籍も、同じく国籍選択制度によって事後的に解消する、という仕組みを設けている。そしてそれはもちろん単なる偶然ではなく、1984 年法改正にあたり、「様々な事情で発生する複数国籍を、国籍選択制度という統一の仕組みによって事後的に解消していく」という明確な制度設計の方針が存在していたものである。ならば、むしろなぜ外国国籍の志望取得による複数国籍の発生の場合に限って、国籍選択制度の対象とせず、本人の意思を無視して日本国籍を喪失させることによって複数国籍の発生防止を強制的に実現することとしたのか、その合理的な理由の説明を要するものというべきであるのに、被控訴人の反論にはその説明は一切存在しない。

8 求釈明に対する回答について

(1) 「法的保護に値しない利益の享受」以外の弊害に関する求釈明に対する回答について

被控訴人は、「重国籍の弊害については、重国籍という事実状態に内在する問

題であって、重国籍の発生がこれらの弊害発生の要因と考えられる以上、重国籍発生の防止という国籍法11条1項の立法目的の合理性が認められることは明らかであり、この点について具体的に問題となった事件の有無等を明らかにすることは、本件の争点を判断する上で必要のないものである」と反論して釈明を拒否する（答弁書17頁イ(ア)）。

しかしながら、これに対する批判は、上記3項ですでに述べた通りである。再度指摘するならば、外交保護権の衝突が発生する直接の要因は外交保護権を行使しようとする当事国の意思であり、当事国が外交保護権の衝突を望まないならば、外交保護権を行使しなければよく、そうすれば外交保護権の衝突という弊害自体が発生しない（外交保護権を衝突させるか否かを当事国がコントロールできる）のである。また、重婚は当事者が複数国籍であってもなくても発生し、当事者が法律上定められた所定の手続を取れば複数国籍者であってもなくても重婚は回避される。納税義務の衝突は、国籍を根拠に納税義務を課す制度が存在しなければ発生する余地がなく、我が国にはそのような制度が存在しないから、かかる弊害も発生する余地がない。

このように、複数国籍の弊害とされるものの内容を具体的に検討するならば、「重国籍という事実状態に内在する問題」と軽々に括ることが不可能であることは明らかであり、求釈明に対する回答を拒否する被控訴人の反論には根拠がない。被控訴人は、単に複数国籍による弊害とされるものの内容を具体的に説明することができないため、抽象的にそのおそれを述べ立てているに過ぎない。

（２）「法的保護に値しない利益の享受」の弊害に関する求釈明に対する回答について

被控訴人は、控訴人の求釈明の前提主張が被控訴人の主張を誤解するものであるとして、求釈明に対する回答を拒否する（答弁書17頁最終行以下）。その趣旨は、被控訴人は「重国籍を保持することによって複数国から利益を享受すること」は認められない（我が国の憲法によって保障されているとは解し難い）が、「外国国籍を併有する日本国民について、その日本国民たる地位に基づく権利が保護に値しない」とは言っていない、とするもののようである。

しかしながら、複数国籍者が複数の国家から享受する(とされる)利益のうち、

外国国籍を根拠に当該外国の法律に基づいて与えられる利益について我が国の憲法で「保障する・しない」を論じることとは無意味であるから、結局我が国の憲法による保障の有無が問題となるのは、我が国の法律に基づいて与えられる利益に対してである。したがって、被控訴人の主張は結局、「複数国籍者については我が国の法律により与えられる利益が我が国の憲法によって保障されているとは解し難い。」という内容であり、控訴人の指摘する内容と同一である。

よって、求釈明に対する回答を拒否する理由として被控訴人が主張するところは、根拠がない。

第5 「第4 国籍法11条1項が憲法10条による立法裁量を逸脱しているとの控訴人の主張には理由がないこと」（3 立法目的達成手段の合理性）について

1 国籍法11条1項の手段は、国籍変更の自由を認めるとともに複数国籍の発生を防止するという同条の立法目的達成の手段として合理的である、との被控訴人の反論について

(1) 被控訴人は、「国籍変更の自由を認めながら、自己の志望により外国国籍を取得することによって重国籍ないし重国籍者が発生する場合に生じ、あるいは生じ得る弊害を防止又は解消するために、外国国籍を取得した段階で、その者の日本国籍を喪失させ、その者が重国籍の状態に至るのを防ぐことが合理的である。」と反論する（答弁書19頁4行目以下）。

(2) このうち、「国籍変更の自由を認めながら」の文言に意味がないことは、第4、2、(2)（13頁）で述べた通りである。

また、「自己の志望によって…合理的である。」との記述は、要するに複数国籍による弊害を防止するためには日本国籍を喪失させることが「有用である」と述べるにすぎず、「立法目的達成手段の合理性の判断のためには有用性のみならずその手段によって現実には制約される権利利益との均衡が検討される必要がある」という控訴人の主張（控訴理由書91頁オ、同93頁(2)）に対する反論は見られない。

2 「国籍変更の自由の保障」という立法目的に対して国籍法 11 条 1 項の効果は過剰である、との控訴人の主張に対する被控訴人の反論について

- (1) 被控訴人は、国籍法 11 条 1 項が自国の国籍の取得にあたり原国籍の離脱を条件としている外国への国籍の変更を希望するものに対して適用する場面でのみ正当化されると理解されるものではない、と反論し、「前記 2 (2) イ(ア)」(答弁書 14 頁)を引用する(答弁書 19 頁イ(ア)第 1 段落)。

しかしながら、国籍法 11 条 1 項の「国籍変更の自由の保障」という立法目的が、相手国が国籍取得にあたり原国籍の離脱を条件としている場合に機能することは、前記第 4、2、(2)でも引用した、甲 13・国籍法第 3 版や甲 30・国籍法逐条解説が明示しているところであり、被控訴人の反論には根拠がない。

- (2) 被控訴人はまた、憲法 10 条が国籍立法について立法裁量を認めていること、「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」の憲法による保障はないと解されること、国籍法 11 条 1 項の対象者は事前に国籍選択の機会が与えられているから事後に選択の機会を保障する必要はないこと、等を挙げて、「国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用することが不合理とはいえない」と反論する(答弁書 19 頁イ(ア)第 2 段落)。

しかしながら、国籍法 11 条 1 項が国籍変更の自由を保障するという機能を発揮するのは相手国が原国籍離脱を国籍取得の条件としている場合に限られることは前述の通りであるから、それ以外の、日本国籍を喪失させる必要のない場面で日本国籍を喪失させることは立法目的に対して過剰な効果を生じさせているのであり、日本国籍が重要な法的地位であることに鑑みれば、失われる利益との均衡が図られているとは到底いえず、「国籍変更の自由の保障」という立法目的の達成手段として合理性を欠くことは明らかである。

- (3) 被控訴人が引用する東京訴訟控訴審判決(答弁書 20 頁 6 行目以下)は、本件控訴人と同様に「「国籍変更の自由の保障」という立法目的の対象範囲は限定的である」とする同事件の控訴人の主張について、縷々述べた上で「国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、外国籍と日本国籍の重国籍となることを認めず、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用することが不合理であるということとはできず」と判示する。しかしながら、相手国に原国籍離

脱要件がある場合には国籍法 11 条 1 項により日本国籍を喪失するから複数国籍となることはなく、逆に相手国に原国籍離脱要件がない場合には国籍変更の自由を保障するために日本国籍を喪失させる必要はないのであるから、「国籍変更の自由を保障するという立法目的を達成するために、一律に当然に日本国籍を喪失するという手段を採用する」必要は全くない。上記判示は明らかな誤りである（代替手段の実例は原審における原告準備書面（3）21頁・4で示した。）。

3 国籍選択の機会を与えない国籍法 11 条 1 項は「複数国籍の防止」という立法目的に対してその達成手段が過剰である、との控訴人の主張に対する被控訴人の反論について

(1)ア 被控訴人は、「自己の志望によって外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたもの」であるとか、日本国籍の喪失は「志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果である」とか、国籍法 11 条 1 項は「外国国籍取得に係る意思のほかに日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっておらず、かかる制度設計は、重国籍の発生の防止の観点からも合理性を有する」等と反論する（答弁書 21 頁(i)b）。

イ このうち、「重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり」というのは、「本人に日本国籍を放棄する意思があるものと見なす（擬制する）べきである」という意味に他ならず、結局本人の実体的意思と無関係に日本国籍を喪失させるものであることを肯定する趣旨である。そのことは、「反射的效果として日本の国籍を失う」、「日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっておらず」等の主張からも明らかである。

ウ 控訴人は、まさにこの点が問題であると主張するものである。すなわち、外国国籍の志望取得以外の理由で複数国籍となる者は全て、日本国籍か外国国籍かを熟慮の上で選択する機会を保障されているのに対して、国籍法 11 条 1 項の対象者に限って、（複数国籍の発生を抑止すべき特別の必要性があるわけではないにもかかわらず）選択の機会を与えずに日本国籍を喪失させることに合理的な理由があるとは認められず、従って立法目的とその達成手段との間に合理的関連性が

あるとは認められない、と主張するものである（控訴理由書 9 3 頁 6、(2)、イ、(ウ)）。

- (2) 被控訴人は、「国籍法 1 1 条 1 項により自己の志望によって外国国籍を取得した者については、法律上、当該外国国籍を取得する前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会が与えられている」と反論する（答弁書 2 2 頁 4 行目以下）。

しかしながら、「法律上国籍選択の機会が与えられている」というのは、まさに国籍選択制度を指すものである。これに対して国籍法 1 1 条 1 項は、被控訴人も認めるように「日本国籍喪失に係る意思が存するか否かを問題とする制度設計になっていない」のであるから、本人の意思を無視して日本国籍を喪失させることを予定した制度であり、法律上事前に選択の機会があるとは到底言いがたいものであることは明らかである。

- (3) 被控訴人は、国籍法 1 1 条 1 項による国籍喪失の場面と、それ以外の複数国籍が発生する場面とでは、「重国籍が発生する場面や原因なども異なることから、重国籍防止を図る方法に差異が生じるのは当然」と反論する（答弁書 2 2 頁 1 1 行目以下）。

しかしこの点については、すでに第 4、7（1 8 頁）で述べた通りであり、国籍法 1 1 条 1 項の対象者に限り不利益な取扱いをすることの合理的根拠が見いだせないことが問題なのである。

- (4) 被控訴人が引用する東京高裁令和 4 年 1 1 月判決（答弁書 2 2 頁 c）は、「本人が外国の国籍を取得した場合には日本の国籍を喪失することになると認識していることを要件としていないとしても、不合理であるとはいえない。」（乙 3 7・1 2 頁）とし、また「国籍法 1 1 条 1 項の対象者は、事前に外国国籍を取得するか否かを選択する機会があった、との認識を前提に「外国の国籍を志望取得した場合と身分行為により外国の国籍を当然取得した場合とでは、…国籍選択の機会があったか否かという違いがある」（乙 3 7・1 2 頁）としている。

しかしながら、外国国籍を取得したら日本国籍を喪失することを知らないのに、外国国籍を取得するか日本国籍を保持するかを予め選択することができた、とするのは明らかな背理であり矛盾である。この点で上記判例には誤りがある。

また、本件訴訟の原判決が、日本国籍を保有する権利ないし利益の重要性を踏まえて「国籍法に自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民の日本国籍を

喪失させる旨の定めを設けるに当たっても、その者の意思をできる限り尊重すべきことは、憲法13条の規定等の精神に照らして、考慮要因の1つとなり得るものと解するのが相当である。」（原判決4頁乃至5頁）と判示するのに対比しても、上記東京高裁判決は国籍の重要性について全く理解が及んでいない点で失当である。

- (5) 被控訴人が引用する東京訴訟控訴審判決（答弁書23頁16行目以下）についても、控訴理由書で主張する、国籍の重要性、本人の意思と無関係に国籍を喪失させることの不利益の重大性について全く言及せず、複数国籍の発生防止という立法目的の実現にとっての有効性という観点のみからその合理性を肯定している点で、失当である。

第6 「第5 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張には理由がないこと」（1 差別的取り扱い）について

1 「そもそも制度目的や趣旨が異なる」との反論について

- (1) 被控訴人は、国籍法11条1項の場合と①日本国民が当然取得によって外国国籍を取得して複数国籍となった場合、②日本国民が生来的に外国国籍を取得して複数国籍となった場合、外国国籍者が日本国籍を志望取得して複数国籍となった場合とは、「そもそも制度目的や趣旨が異なるものであるから、重国籍防止を図る方法に差異があるのは当然であり、上記①ないし③の制度の対比において、同項が合理性を欠くということにはならない。」と反論する（答弁書25頁(2)ア）。

しかしながら、この点については前述第4、7（18頁）で指摘したとおりである。すなわち、上記①乃至③はそれぞれ異なる制度目的や理由により複数国籍の発生を認めるものであるが、1984年法改正は、これらの複数国籍発生の場合を制度上認めるとともに、それらによって生じた複数国籍を解消する統一的な制度として国籍選択制度を創設したものであり、国籍選択制度は複数国籍の発生を肯定した制度目的や理由の如何に関わらず、発生した複数国籍全てに適用されることを予定して設けられたものである。そして外国国籍の志望取得によって複数国籍となった場合にも、同制度によって事後的に複数国籍が解消されることに

何の支障もないのであり、国籍法 11 条 1 項の対象者に限って国籍選択制度の適用から排除され、国籍選択の機会を否定されるべき必要性は何ら見いだせないことが、控訴人が国籍法 11 条 1 項は憲法 14 条 1 項に違反すると主張する理由である。この、国籍法 11 条 1 項の対象者に限って国籍選択制度の適用を除外する必要があることについて被控訴人は何ら主張をしておらず、その反論が控訴人の主張に対する反論となり得ないことは明らかである。

(2) なお、被控訴人は「上記①ないし③の各制度と国籍法 11 条 1 項の区別に合理性があることについては、被告第 1 準備書面第 6 の 2 (3) (114 ないし 117 ページ) で述べた通り」である、と反論する (答弁書 25 頁イ)。

しかしながら、被控訴人が挙げる準備書面の内容は、上記①ないし③において事後的に国籍選択の機会を与える必要性について述べたものにすぎず、国籍法 11 条 1 項の対象者に国籍選択の機会を与える必要性がないこと、あるいは国籍選択の機会を制限してまで複数国籍の発生を防止すべき特別の必要性があること、について何ら論じるものではない。したがって、両者の取扱いの差異に関する合理的根拠を示すものではなく、控訴人が主張する差別的取扱いに対する反論とはなり得ない。

2 国籍選択の結果複数国籍の状態が継続しうる、との控訴人の主張に対する被控訴人の反論について

被控訴人は、国籍選択の方法によっては複数国籍が解消されずに存続することが予定され、国籍法はそのような事態を想定し容認している、との控訴人の主張に対し、「国籍選択を適切に行わず、重国籍を解消させない者がいることをもって、国籍法が重国籍を保持することを容認しているとするのは誤りである。」と反論する (控訴理由書 26 頁ウ)。

しかしながら、国籍選択宣言 (国籍法 14 条 2 項) を行った者は、日本国籍を選択する一方、外国国籍は当然には喪失しない。そして外国国籍の離脱は本人の努力義務とされ、法律上も、また事実上 (外国国籍を離脱しなければ日本国籍を喪失するという形で) も、外国国籍の離脱は強制されない。その結果、複数国籍の状態が存続することを、国籍法は当初から予定している。この者は国籍選択を適切に行っているのであり、何ら法律上課された義務を怠ったものとはいえない。

しかも、国籍選択を行わない者に対して被控訴人国は法務大臣による選択催告という手段を有する(国籍法15条)にもかかわらず、制度創設以来一度もこの制度を実施したことがなく、国籍選択を行わずに複数国籍の状態を保持することを容認している。すなわち国籍法の制度設計のみならず被控訴人国自身も、複数国籍の存在を容認しているものである。

したがって、被控訴人の上記反論は、法律の解釈適用及び被控訴人自身の運用に反するものであり、失当である。

第7 「第5 国籍法11条1項が憲法14条1項に違反するとの控訴人の主張には理由がないこと」(2 事前に日本国籍か外国国籍かを選択する機会)について

1 国籍法11条1項の対象者には法律上国籍選択の機会があった、との反論について

(1) 被控訴人は、「「自己の志望によって」外国国籍を取得した者については、国籍変更の自由を保障している以上、重国籍防止の見地から、当然に従来の国籍を放棄する意思があると見るべきであり、その反射的效果として日本の国籍を失うとしたもの」である、「同項により日本国籍を喪失する者については、(現実に日本国籍離脱の意思又は日本国籍喪失の認識を有していたか否かにかかわらず、)法律上、日本国籍を喪失することになっても自己の志望により外国国籍を取得するか否かを選択する機会が与えられている。」と反論する(答弁書27頁2(2)ア)。

(2) 上記の反論のうち前半部分については、先に第5、3、(1)(22頁)で述べたとおり、その実質は本人の意思とは無関係に日本国籍を喪失させるという内容であり、本人の国籍選択の機会は保障されていない、というに等しい内容である。

また、後半部分については、第5、3、(2)(23頁)で述べた通り、「法律上国籍選択をする機会が与えられている」とは国籍選択制度のような制度をいうのであり、日本国籍を放棄する意思の有無を問題とする制度設計となっていない国籍法11条1項は、本人に選択の機会を与えることを元々予定していないものである。

2 被控訴人が引用する判例の誤りについて

被控訴人が引用する東京訴訟控訴審判決(答弁書28頁イ第1段落)及び東京高裁令和4年11月判決(答弁書28頁イ第2段落)の誤りについては、いずれも前記第5、3、(5)及び(4)(23～24頁)でそれぞれ指摘した通りである。

第8 「第6 国籍法11条1項が憲法98条2項及び憲法31条に違反するという控訴人の主張に理由がないこと」について

1 被控訴人の反論

被控訴人は、「「無国籍に関する第5ガイドライン」をもって、自己の志望によって外国国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが、専断的な国籍剥奪に該当するとの国際慣習法が存在するとはいえないことについては、被告第1準備書面第5の3(3)オ(106及び107ページ)及び被告第2準備書面第3の2(4及び5ページ)で述べたとおりである。」「また、国籍法11条1項による日本国籍の喪失は、刑事手続でも行政手続でもなく、法律の定める要件を満たした場合に当然に生じる効果であるから、直ちに憲法31条適合性が問題となるとはいえない。この点をおくとしても、国籍法11条1項は、外国国籍を自己の志望によって取得した場面で適用されるものであり、法律上、当該外国国籍を取得する前に日本国籍か外国国籍かを取得するか否かを選択する機会が与えられているのであるから、自己の志望による外国国籍の取得後に、弁解と防御の機会を与えるために「公正な聴聞」の機会を与える必要は認め難い。」「この点につき、原判決も、「上記ガイドライン(引用者注:「無国籍に関する第5ガイドライン」)の存在のみをもって、国際法上、自己の志望により外国国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが専断的な国籍剥奪に該当するとの確定した原則が存在するとはいえない」として、国籍法11条1項が憲法98条2項に違反するものではないことを正当に判示している(原判決11ページ)。」と主張する。

2 控訴人の再反論

しかしながら、被控訴人の反論は、国際法及び国際社会の現実に対する無知あるいは無視によるものであるか、さもなくば認識能力の欠如または著しい不足に起因するものであって、誤りである。以下、高佐智美教授の意見書（甲121）の「2(3) 世界人権宣言15条の趣旨」（6～8頁）及び「3(3) 国際法による制約」（15～17頁）の叙述に依拠して、被控訴人の誤りを示す。

（1）専断的（恣意的）な国籍剥奪の禁止は確立した国際法規である

国籍の得喪については、従来、条約、領土の変更等国際法上の原因によって制約を受ける場合を除いて、国家が自由に定めることができるとされてきた。しかし、19世紀後半に、国籍の離脱について個人の自由意思を尊重すべきであるという国籍自由の原則が確立して以降、国籍の得喪に関して個人の意思の尊重や差別の禁止を前提とした条約や宣言が数多く採択されるようになった。

その中でも、1948年の世界人権宣言15条2項は、「何人も、ほしいままに、その国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない」（外務省訳）と定め、明文で「国籍を専断的（恣意的）に剥奪されない権利」を保障している。また、同条は1項で「すべての人は、“the right to a nationality”を有する」と定めている。外務省は“the right to a nationality”を「国籍をもつ権利」と訳しているが、「国籍への権利」と訳するのが適切であり、その趣旨は、単に国籍を「もつ」ことにとどまらず、国籍に対するあらゆるアクセスを保障するものと解することができる。実際、世界人権宣言の15条1項の文言は「すべての人は、“国籍への権利”を有する」というシンプルなものであるが、その起草過程においては、より具体的に「法律によって認められた国籍への権利」あるいは「合法的に帰属する国籍への権利」や、「その者に国籍を認めようとする国の国籍を取得（あるいは「国籍へ変更」）する権利」を含む案も提示されていたことから明らかなように、世界人権宣言15条は、1項で、単に「国籍をもつ権利」だけでなく、すでに法律上有している「国籍への権利」を保障し、さらに2項で「国籍を専断的（恣意的）に剥奪されない権利」を保障しているということになる。

そして、今日、世界人権宣言15条1項で定められている「国籍への権利」と、

それと関連して２項で定められている国籍の専断的（恣意的）な剥奪の禁止は、国際法の基本原則であるという、強い国際的なコンセンサスが存在しており、両者は密接に関連し、相互に補強し合っているとされる。すなわち、専断的（恣意的）な国籍の剥奪の禁止は、かつて特定の国の国民であると考えられていた個人が、恣意的にもはやそのようにみなされない場合も含む（つまり国籍の喪失と剥奪の両方を含む）あらゆる状況に及ぶと解されている。

たとえば、国連総会は、１９９６年の決議５０／１５２において、各国に対し、「無国籍の削減を目的として、特に専断的（恣意的）国籍の剥奪を防ぐこと…により、国際法の基本原則に合致した国籍に関する法律を制定する」ことを求めている。実際、「国籍への権利」と「専断的（恣意的）国籍剥奪の禁止」は、多数の国家によって批准されている様々な国際条約（日本も批准している主要な国際人権条約はどれも「国籍への権利」及び「専断的（恣意的）国籍剥奪の禁止」に関する規定を設けている。自由権規約第２４条３項、子どもの権利条約第７条１項、女性差別撤廃条約第９条１、２項、人種差別撤廃条約第５条、障害者権利条約第１８条、移住労働者の権利条約第２９条）、さらには地域的な条約や文書（たとえば、子どもの権利と福祉に関するアフリカ憲章第６条、アメリカ人権条約第２０条、人間の権利と義務に関するアメリカ宣言第１９条、人権と基本的自由に関する独立国家共同体条約第２４条、イスラムにおける子どもの権利に関する規約第７条、アラブ人権憲章第２９条、ＡＳＥＡＮ人権宣言第１８条、ヨーロッパ国籍条約第４、６条。）にも反映されている。

また、国連人権理事会は、２００８年の７／１０決議、２００９年の１０／１３決議、２０１０年の１３／２決議、２０１２年の２０／５決議、２０１４年の２６／１４決議、そして２０１６年の３２／５決議において、繰り返し、国籍への権利が基本的人権であることを確認している。さらに、２００９年の事務総長報告では、「国籍の専断的（恣意的）剥奪の問題は、個人の自発的な要求による国籍の喪失を含まないが、特に差別的な理由で国籍の取得又は保持を恣意的に妨げるもの、法の運用により自動的に国籍を奪うもの、行政当局の行為により恣意的に国籍を奪われるものを含むその他のあらゆる形態の国籍喪失を対象としている」と述べられている。

以上のことから、「国籍の恣意的な剥奪の禁止」は、現在においては「確立し

た国際法規」（憲法 98 条 2 項）となっていることは明らかである。したがって、条約締結の有無にかかわらず、すべての国家は、「国籍への権利」を保護し、「国籍の専断的（恣意的）な剥奪の禁止」を遵守する義務を負うことになる。

日本政府も、「（現に有している）国籍を奪われない権利」が保障されることは認めている。1984 年に日本で国籍法改正が審議された際、「国籍を持つ権利が国民にあるのか」という質問に対し、当時の政府代表が「国籍を持つ権利といますのは、現にその国の国民であるという者……国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思えます」と回答しており（1984（昭和 59）年 5 月 10 日参議院法務委員会における枇杷田泰助法務省民事局長の答弁。甲 8（3 頁 4 段）、訴状 199 頁）、この回答に示されている「国籍をもつ権利」の理解は、まさに世界人権宣言 15 条 1 項の定める“the right to a nationality”の本来の趣旨そのものである。そして、同条 2 項が明文で定めているように、そのような国籍が専断的（恣意的）に奪われないということが「権利」であることを日本政府もはっきりと認めているのである。

以上のとおり、「専断的（恣意的）な国籍剥奪の禁止」は「確立した国際法規」であり、世界人権宣言 15 条 2 項が定める「国籍を専断的（恣意的）に剥奪されない権利」は、国際法上、重要な基本的人権の一つとして認識されている。

したがって、国籍法をはじめとするすべての法律の内容は、「条約及び確立された国際法規」に合致するものでなければならない（憲法 98 条 2 項）。

被控訴人は、憲法 10 条を根拠として、国会には国籍の得喪の要件を定める広範な立法裁量が存在すると主張するが（答弁書 10 頁）、仮に憲法 10 条による広範な立法裁量を認めるとしても、その立法裁量は「条約及び確立された国際法規」によって制限されることになる。

（２） 第 5 ガイドラインが本件に適用されること

それでは、「確立された国際法規」である「専断的（恣意的）な国籍剥奪の禁止」について、国家はどのような立法上の制約を受けるのか。

たとえば、2009 年の国連事務総長報告は、次のように述べている。

「国際法は、特定の状況において国籍の剥奪を認めているが、それは国内法に適合し、特定の手続上および実体上の基準、特に比例性の原則に適合していなければならない。国籍剥奪につながる措置は、国際法、特に国際人権法の目的と一致する正当な目的を果たさなければならない。そのような措置は、求める結果を達成し得るもののうちで最も侵害の少ない手段でなければならない。また、保護されるべき利益に比例したものでなければならない。この点で、恣意性の概念は、立法、行政、司法を問わず、すべての国家行為に適用される。恣意性の概念は、法律に反する行為だけでなく、より広範に、不適切、不公正、予測可能性の欠如の要素も含むと解釈することができる。」

この点につき、より詳細に「恣意性」の基準を示したのが、UNHCRの無国籍に関する第5ガイドライン（2020年、甲101の1、甲101の2）である。それによれば、国籍の剥奪が「恣意的」ではないといえるためには、①法律上の明確な根拠がある、②正当な目的に照らして比例性がある、③正当な手続に則って行われている、という要件を満たしていなければならない。

ここで付言しておくが、控訴人は同ガイドラインののみを根拠として「国際法上、自己の志望により外国国籍を取得した場合に当然に原国籍を喪失させることが専断的な国籍剥奪に該当するとの確定した原則が存在する」などと主張しているのではなく、同ガイドラインは、世界人権宣言以降に成立した上掲のさまざまな条約や国際文書等によって「確立した国際法規」の内容を明らかにしたものであるからこそ、本件に同ガイドラインが適用されるのである（訴状198～201頁参照）。

そこで、同ガイドラインの上記要件のうち②についてより詳しくみると、まず比例性の原則は、多数の国際人権文書に反映されている基本原則である。そして、国籍の剥奪が比例的であるためには、上記の2009年の国連事務総長報告にもあるように、国籍の剥奪につながる措置が「国際法、特に国際人権法の目的と一致する正当な目的」を果たすためのものであり、かつ、その手段は、目的を達成するために必要最小限の制限でなければならない。したがって、国籍の剥奪の結果と追求される目的とは比較衡量されなければならない。

この比較衡量において、対象者が他の国籍を有しているか否かは、国籍剥奪の結果を決定する重要な要素であるため、国籍の剥奪が政府の目的に比例している

かどうかの評価に関連する問題である。しかし、たとえその人が他の国籍を所有している、または他の国籍を（再）取得できる可能性がある場合でも、当該国に居住する権利を失うことは、居住に付随するすべての権利を失う結果となる。したがって、政府は、国籍剥奪の前に、当該目的を達成するために、より制限的ではない他の代替手段がないことを確認しなければならない。

また、③については、専断的（恣意的）な国籍剥奪を避けるため、政府は、無国籍になるか否かにかかわらず、国籍剥奪のすべての場合において、手続的保障措置を実施する必要がある。「国籍への権利」を侵害する政府の決定は、国際法上、適正手続の保護の対象となる。ここで要求される適正手続の最小限の内容は、個人が自分の国籍が剥奪された理由を理解することができ、国籍の剥奪に異議を唱えることができる法的及び／又は行政的手段へのアクセスがあることである。

以上の要件を国籍法11条1項に照らしてみると、まず、被控訴人が主張する複数国籍がもたらす弊害の防止という同項の目的は、一般的ないし抽象的にはそれなりの合理性があるかもしれないが、実際にそのような弊害が発生するかといえ、その可能性は極めて低い、あるいは発生したとしても実害はほとんどないものばかりである。一方、日本国籍の喪失がもたらす不利益は、国籍という国民としての基本的な地位が失われるのであるから、その影響は多岐にわたり、かつ、その被害も甚大である。他の外国国籍を取得しているとしても、政府の目的と国籍剥奪がもたらす結果は、まったく均衡がとれておらず、国際法が要求する比例性の原則を満たすものでは到底ない。また、目的を達成する手段についても、外国国籍を取得したことに加え、本人の積極的な日本国籍離脱の意思を確認する機会、あるいは外国国籍取得から一定期間、選択の機会を与えるという制度を設けることも可能であるから、単に外国国籍の取得という事実だけをもって、本人の積極的な日本国籍離脱の意思を確認することなく、即時に日本国籍の喪失の効果をもたらすというのは、目的達成のための最小限度とはいえない。

さらに、手続的保障という観点からも、国籍法11条1項の国籍喪失制度には、たとえば同法16条3項のような聴聞の手続等も設けられていないため、「専断的（恣意的）な国籍剥奪」に該当する。

したがって、国籍法11条1項の国籍喪失制度は、「確立された国際法規」に違反する。被控訴人の反論は失当である。

第9 「第7 国家賠償請求に理由がないこと」(周知義務違反)について

1 被控訴人の反論

被控訴人は、①「被控訴人は、昭和59年5月25日に国籍法11条1項を適法に公布しており、既に国民一般に周知しているといえるところ、これ以上に特定の公務員が国籍法11条1項の規定を周知するために何らかの行為を行う職務上の法的義務を有すると解する根拠はなく、控訴人はこの点につき、何ら主張していない。」と主張するほか、②「控訴人は、昭和59年頃に国籍法改正運動に参加しており、平成9年頃には米国アリゾナ州の弁護士資格を取得し、それ以降、米国に在住する日本人等を対象とする日米関係法律相談や弁護活動(国籍法関連の相談を含む。)を行うなどしていたところ、平成16年頃に自己の意思で米国籍を取得したのであって、その頃には国籍法11条1項の存在及び内容を認識していたと考えられるから、控訴人が主張する周知義務違反と控訴人が米国籍を自己の意思で取得したことにより日本国籍を喪失したことの間に因果関係は認められない」と主張する。

2 控訴人の再反論

(1) 法的義務の根拠規定

しかしながら、まず上記①については、憲法15条2項、13条、法務省設置法3条1項が作為義務の根拠となる。

憲法15条2項は、公務員は全体の奉仕者であることを明記しており、公務員は、幸福追求のために外国国籍を取得する必要に迫られる国民や、幸福追求のためには外国国籍と日本国籍の両方が必要な状況に置かれた国民、そして外国国籍を取得する必要を感じる機会などまったくない国民にも、同様に奉仕する義務を負う。幸福追求のために外国国籍を取得する必要に迫られる国民がいたら、その幸福追求権の行使を公務員は行政運営上も最大限尊重しなくてはならない(憲法13条)。

特に、社会契約に基づく国家における主権者たる地位としての国籍の剥奪は、

「組織化された社会における個人が有する地位の全体的な破壊」であり「拷問よりも原始的な刑罰の形態」であって、「その刑罰を受ける個人にとって、何世紀もかけて発展した政治的存在を破壊する」ものである（甲 96（87～89頁））。また、日本国籍を剥奪する国籍法 11 条 1 項は、憲法による基本的人権の保障の土台を損ない、人権侵害の広範さは死刑に次ぐ。個人のアイデンティティに与える損傷も深く重大である（訴状 137 頁以下、甲 18 の 1、甲 106 等参照）。本人の意思に反する日本国籍の剥奪は、国民に対する深刻な人権侵害に他ならないのであって、「国民の権利擁護」（法務省設置法 3 条 1 項）を任務とする法務省職員は、単に法律を適法に公布すれば職務上の義務を果たしたことになるのではなく、国民に対する深刻な人権侵害を防止する適切な措置をとる義務を憲法 15 条 2 項、13 条そして法務省設置法 3 条 1 項に基づいて負う。

たとえるなら国籍法 11 条 1 項は、致死性のある毒物や高濃度放射性廃棄物に匹敵する危険な条項である。被控訴人には、この危険な物質（国籍法 11 条 1 項）を製造し拡散した者としてその回収をする義務（法律の改廃義務）があるし、回収が完了するまでは、被控訴人及び法務省職員には、誤ってこの危険な物質に接近したり触れたりする者がいないよう周知徹底する義務や（周知義務）、誤って触れた者が死に至らずにすむための措置を設ける義務もある（セーフガードの設置義務）。これらの義務を果たすことを、憲法 15 条 2 項、13 条そして法務省設置法 3 条 1 項が法務省職員に求めている。

しかし実際には、被控訴人はもちろん法務省職員も国籍法 11 条 1 項について不十分な周知しかしておらず、その結果、国籍法 11 条 1 項に誤って触れ、意思に反して日本国籍を失わせられる国民が後を絶たない。「国民の権利擁護」に反する事態が延々と起き続けている。

国民全体の奉仕者である法務省職員が、法務省に課せられた「国民の権利擁護」という任務の失敗を、個々の国民に自己責任だと押し付けて、責任を免れるなど許されない。

（２） 周知義務違反と損害の因果関係

次に上記②については、控訴人は、米国国籍を取得した当時、国籍法 11 条 1 項が外国国籍を志望取得した者の日本国籍を、自動的に、直ちに、喪失させるこ

とを知らなかった。

これは、①国籍法 11 条 1 項に「自動的に失う」とか「取得と同時に失う」とか明記されていないという条文の文言、②控訴人が弁護士資格を取得した米国では、主権者たる市民の市民権を法律で自動的に失わせるなど考えられないことであり（甲 67 の 2 参照）、米国の法制度や法哲学を学んだ控訴人には、国籍法 11 条 1 項が外国国籍を志望取得したらそのほかに本人の意思確認も手続保障も何もないままに日本国籍を直ちに失わせるような暴力的な規定であるわけがない、自由主義陣営の先進国である日本がそのような野蛮な制度を設けているはずがない、と信じるのがもっともな事情があったこと、③控訴人の周囲には、被控訴人の周知義務違反の結果、外国国籍を志望取得しても自分は日本国籍を持っているのだと信じて日本の旅券を使い続けている人たちが大勢おり、その光景を見ていた控訴人は、自由主義陣営の先進国なら当たり前の話だ、と考えており、そう考えるのがもっともな環境であったことなど、によるものである。

もし被控訴人が周知義務を徹底して、国籍法 11 条 1 項は本人の意思確認も手続保障も何もないままに日本国籍を直ちに失わせるような暴力的で野蛮な規定であることを控訴人が認識していたら、控訴人は米国国籍を取得しなかったであろうから、被控訴人の周知義務違反と控訴人の損害には因果関係がある。

（３） 結論

したがって、被控訴人の反論は失当である。

第 10 控訴人の主張として高佐教授意見書の全記述を援用する

控訴人は、前々節で、憲法 98 条 2 項違反に関して高佐智美教授意見書（甲 121）に依拠して主張を根拠づけた。

ここで控訴人は、同意見書の全記述を控訴人の主張として援用し、被控訴人の反論に対する再反論とする。

以上